

国民健康保険運営協議会	資料 1
令和 6 年 8 月 23 日 (金)	

報告事項 (1)

令和5年度東松山市国民健康保険特別会計決算概要について

報告事項(1) 令和5年度東松山市国民健康保険特別会計決算概要について

1 決算の概要

① 総括収支の状況

(単位:円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
1 歳入の合計	9,482,335,696	9,356,515,749	9,744,474,405
2 歳出の合計	9,177,885,138	9,086,871,527	9,396,427,325
3 歳入歳出差引額(翌年度繰越額)	304,450,558	269,644,222	348,047,080

② 歳入の状況

(単位:円)

区 分	決 算 額	構成比 (%)	区 分	決 算 額	構成比 (%)
1 国民健康保険税	1,706,561,499	18.0	6 繰入金	1,041,807,503	11.0
2 一部負担金	0	0.0	7 繰越金	269,644,222	2.8
3 国庫支出金	351,000	0.0	8 諸収入	27,535,644	0.3
4 県支出金	6,436,422,701	67.9			
5 財産収入	13,127	0.0	歳入の合計	9,482,335,696	100.0

③ 歳出の状況

(単位:円)

区 分	決 算 額	構成比 (%)	区 分	決 算 額	構成比 (%)
1 総務費	47,758,279	0.5	6 基金積立金	220,013,127	2.4
2 保険給付費	6,291,040,020	68.5	7 公債費	0	0.0
3 国民健康保険事業費納付金	2,421,778,335	26.4	8 諸支出金	79,096,650	0.9
4 財政安定化基金拠出金	0	0.0	9 予備費	0	0.0
5 保健事業費	118,198,727	1.3	歳出の合計	9,177,885,138	100.0

2 被保険者数・世帯数について

① 被保険者数・世帯数の状況

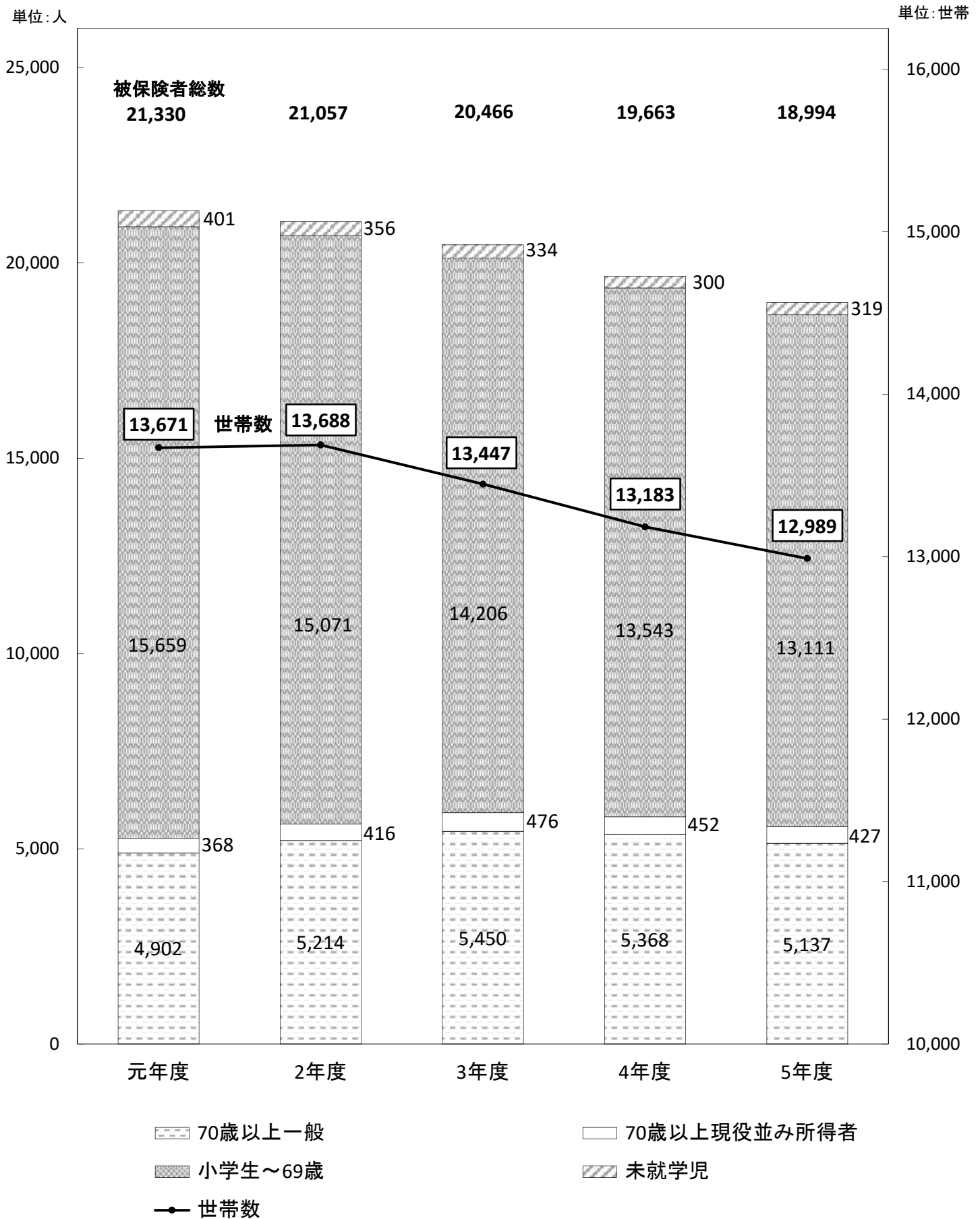
区 分	令和5年度平均 (世帯/人)	令和5年度末現在 (世帯/人)	令和4年度末現在 (世帯/人)	増減率 (%)
世 帯 数	12,989	12,764	12,856	△ 0.72
被 保 険 者 数	総 数	18,994	18,465	△ 2.63
	退職被保険者等	0	0	0.00
	一般被保険者	18,994	18,465	△ 2.63

② 被保険者数の増減内訳

(単位:人)

令和5年度中増	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
	1,340	3,004	53	48	1	228	4,674
令和5年度中減	転出	社会保険 加入	生活保護 開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
	902	2,458	125	140	1,274	273	5,172

被保険者数(年齢層等の内訳)・世帯数の推移(年度平均)

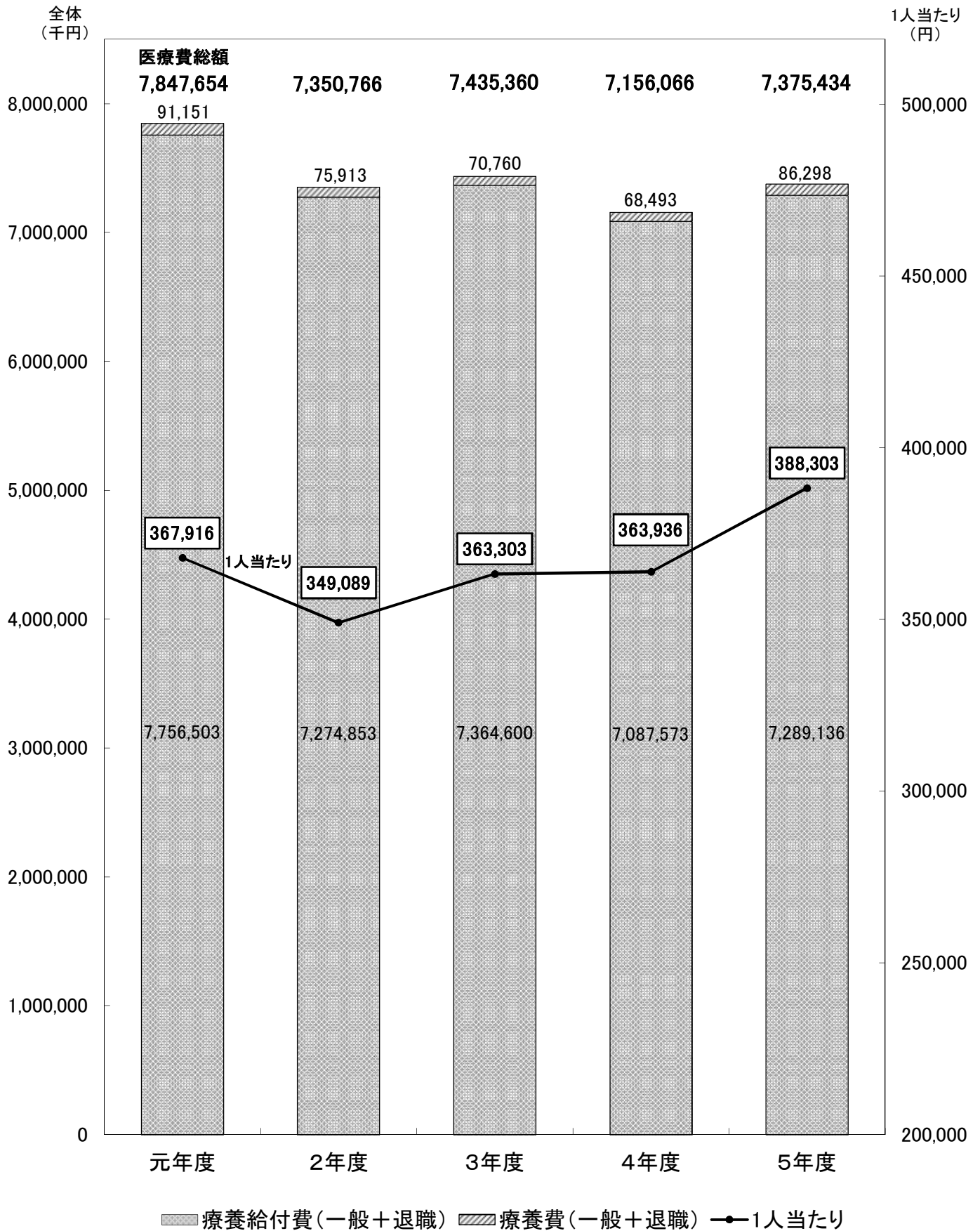


令和5年度 国民健康保険税収納状況

税目	種別	調定額 (円)	収入額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率		予算額 (円)	予算対比
							本年	前年 比較		
一般被保険者	医療分	1,159,619,105	1,101,905,416	1,833,100	683,734	57,029,955	94.9%	94.4%	1,010,298,000	108.9%
		150,260,037	42,427,242	81,900	27,605,704	80,227,091	28.2%	31.4%	44,247,000	95.7%
	計	1,309,879,142	1,144,332,658	1,915,000	28,289,438	137,257,046	87.2%	87.6%	1,054,545,000	108.3%
	支援分	437,637,302	414,858,840	0	250,666	22,527,796	94.8%	94.4%	369,716,000	112.2%
		56,806,288	15,929,030	0	10,378,639	30,498,619	28.0%	31.3%	16,592,000	96.0%
	計	494,443,590	430,787,870	0	10,629,305	53,026,415	87.1%	87.5%	386,308,000	111.5%
	介護分	134,530,393	124,600,536	0	89,600	9,840,257	92.6%	91.9%	106,923,000	116.5%
		24,522,544	6,840,435	0	4,100,646	13,581,463	27.9%	30.6%	5,894,000	116.1%
	計	159,052,937	131,440,971	0	4,190,246	23,421,720	82.6%	83.2%	112,817,000	116.5%
	合計	1,963,375,669	1,706,561,499	1,915,000	43,108,989	213,705,181	86.8%	87.2%	1,553,670,000	109.7%
退職被保険者等	医療分	0	0	0	0	0	—	—	1,000	0.0%
		0	0	0	0	0	—	34.7%	2,000	0.0%
	計	0	0	0	0	0	—	34.7%	3,000	0.0%
	支援分	0	0	0	0	0	—	—	1,000	0.0%
		0	0	0	0	0	—	34.7%	1,000	0.0%
	計	0	0	0	0	0	—	34.7%	2,000	0.0%
	介護分	0	0	0	0	0	—	—	1,000	0.0%
		0	0	0	0	0	—	34.7%	1,000	0.0%
	計	0	0	0	0	0	—	34.7%	2,000	0.0%
	合計	0	0	0	0	0	—	34.7%	7,000	0.0%
医療分計	現年課税分	1,159,619,105	1,101,905,416	1,833,100	683,734	57,029,955	94.9%	94.4%	1,010,299,000	108.9%
	滞納繰越分	150,260,037	42,427,242	81,900	27,605,704	80,227,091	28.2%	31.4%	44,249,000	95.7%
	計	1,309,879,142	1,144,332,658	1,915,000	28,289,438	137,257,046	87.2%	87.6%	1,054,548,000	108.3%
支援分計	現年課税分	437,637,302	414,858,840	0	250,666	22,527,796	94.8%	94.4%	369,717,000	112.2%
	滞納繰越分	56,806,288	15,929,030	0	10,378,639	30,498,619	28.0%	31.3%	16,593,000	96.0%
	計	494,443,590	430,787,870	0	10,629,305	53,026,415	87.1%	87.5%	386,310,000	111.5%
介護分計	現年課税分	134,530,393	124,600,536	0	89,600	9,840,257	92.6%	91.9%	106,924,000	116.5%
	滞納繰越分	24,522,544	6,840,435	0	4,100,646	13,581,463	27.9%	30.6%	5,895,000	116.0%
	計	159,052,937	131,440,971	0	4,190,246	23,421,720	82.6%	83.2%	112,819,000	116.5%
現年度課税分計	1,731,786,800	1,641,364,792	1,833,100	1,024,000	89,398,008	94.7%	94.2%	1,486,940,000	110.3%	
	滞納繰越分計	231,588,869	65,196,707	81,900	42,084,989	124,307,173	28.1%	31.3%	66,737,000	97.6%
	合計	1,963,375,669	1,706,561,499	1,915,000	43,108,989	213,705,181	86.8%	87.2%	1,553,677,000	109.7%

※「収納率」及び「予算対比」は、収入額から還付未済額を差し引いて計算

医療費(10割ベース)の推移



国民健康保険運営協議会	資料 2
令和 6 年 8 月 23 日 (金)	

報告事項 (2)

令和6年度東松山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について

令和6年度 国民健康保険特別会計 9月補正予算(第1号)概要

1 歳 入

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額 A	補正額 B	計 C(A+B)	款	項	補正前の額 D	補正額 E	計 F(D+E)		
1	国民健康保険税	1,572,719	0	1,572,719	1	総務管理費	28,972	264	29,236		
2	一部負担金	2	0	2		徴税费	17,899	0	17,899		
3	国庫支出金	1	264	265		運営協議会費	745	0	745		
4	県支出金	1	6,453,382	0		6,453,382	趣旨普及費	1,219	0	1,219	
		2	1	0	1	計	48,835	264	49,099		
計		6,453,383	0	6,453,383	2	療養諸費	5,593,242	0	5,593,242		
5	財産収入	16	0	16		高額療養費	769,130	0	769,130		
6	繰入金	1	456,860	0		456,860	移送費	201	0	201	
		2	544,321	0		544,321	出産育児諸費	25,011	0	25,011	
計		1,001,181	0	1,001,181		葬祭諸費	7,000	0	7,000		
7	繰越金	30,000	274,450	304,450		6	傷病手当金	1	0	1	
8	諸収入	1	16,349	0	16,349	計	6,394,585	0	6,394,585		
		2	11,349	0	11,349	3	国民健康保険事業費納付金	1	7,142	1,653,542	
計		27,698	0	27,698	2		後期高齢者支援金等分	628,227	5,296	633,523	
					3		介護納付金分	195,677	△6,098	189,579	
					計		2,470,304	6,340	2,476,644		
					4	財政安定化基金拠出金	1	0	1		
					5	保健事業費	1	86,215	86,215		
							2	保健事業費	62,739	0	62,739
					計		148,954	0	148,954		
					6	基金積立金	16	250,000	250,016		
					7	公債費	450	0	450		
					8	諸支出金	1	12,204	5,546	17,750	
							2	延滞金	1	0	1
							3	療養費公費負担金	10	0	10
							4	繰出金	1	8,873	8,874
					計		12,216	14,419	26,635		
					9	予備費	9,639	3,691	13,330		
歳入合計		9,085,000	274,714	9,359,714	歳出合計		9,085,000	274,714	9,359,714		

令和6年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,359,714千円とする。

歳入

3款 国庫支出金

1項 国庫補助金

3目 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

○ 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 264 千円

(補正理由)・・・限度額適用認定証等の様式を変更するシステム改修に伴い、本事業に対する補助金額について増額補正するもの。

現計予算額	0円
補正額	264,000円
補正後の額	264,000円

7款 繰越金

1項 繰越金

1目 繰越金

○ 前年度繰越金(歳計剰余金分) 274.450 千円

(補正理由)・・・令和5年度歳入歳出決算の確定に基づくもの。

現計予算額	30,000,000円
補正額	274,450,000円
補正後の額	304,450,000円

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

○ 総合行政システム改修委託料 264 千円

(補正理由)・・・限度額適用認定証等の様式を変更するシステム改修に伴い、増額補正するもの。

現計予算額	187,000円	予算現額 (4,433,000円)
補正額	264,000円	
補正後の額	451,000円	(4,697,000円)

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費分

1目 一般被保険者医療給付費分

○ 一般被保険者医療給付費分 7,142 千円

(補正理由)・・・国民健康保険事業費納付金額の決定に基づき増額補正するもの。

現計予算額	1,646,400,000円
補正額	7,142,000円
補正後の額	1,653,542,000円

2項 後期高齢者支援金等分

1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分

○ 一般被保険者後期高齢者支援金等分 5,296 千円

(補正理由)・・・国民健康保険事業費納付金額の決定に基づき増額補正するもの。

現計予算額	628,227,000円
補正額	5,296,000円
補正後の額	633,523,000円

3項 介護納付金分

1目 介護納付金分

○ 介護納付金分 △ 6,098 千円

(補正理由)・・・国民健康保険事業費納付金額の決定に基づき減額補正するもの。

現計予算額	195,677,000円
補正額	△6,098,000円
補正後の額	189,579,000円

6款 基金積立金

1項 基金積立金

1目 国民健康保険事業基金積立金

○ 積立金

250,000 千円

(補正理由)・・・令和5年度分剰余金の一部を積み立てるため。

現計予算額	0円
補正額	250,000,000円
補正後の額	250,000,000円

8款 諸支出金

1項 償還金、利子及び還付加算金

3目 償還金

○ 国県支出金等返還金

5,546 千円

(補正理由)・・・令和5年度保険基盤安定繰入金(国負担分)に返還金が生じたことにより、増額補正するもの。

現計予算額	1,000円
補正額	5,546,000円
補正後の額	5,547,000円

4項 繰出金

1目 一般会計繰出金

○ 一般会計繰出金

8,873 千円

(補正理由)・・・令和5年度の決算剰余金のうち、一般会計繰入分相当額を令和6年度の一般会計へ返還するもの。

現計予算額	1,000円
補正額	8,873,000円
補正後の額	8,874,000円

9款 予備費

1項 予備費

1目 予備費

○ 予備費

3,691 千円

(補正理由)・・・収支の調整を図ったもの。

現計予算額	9,639,000円	予算現額 (5,393,000円)
補正額	3,691,000円	
補正後の額	13,330,000円	(9,084,000円)

歳入合計

274,714 千円

歳出合計

274,714 千円

(参考)年度末基金残高見込 648,324,593円

国民健康保険運営協議会	資料 3
令和 6 年 8 月 23 日 (金)	

報告事項 (3)

その他について

東松山市国民健康保険事業計画について

東松山市国民健康保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）を踏まえ事務の実施にあたる旨を基本方針として定めるとともに、基本方針の実現に向けた重点取組と実施項目を定めるもの

1 目的

国民健康保険の安定的運営に資するため、東松山市国民健康保険事業計画を策定する。
中長期的な業務量を把握し、実施体制の整備に活用する。

2 基本方針

国民健康保険の事務の実施にあたっては、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、以下の3点の実現に向けた取組を実施する。

○財政の健全化

当該年度の国民健康保険特別会計の収支を均衡させる。

○歳入の適正化

納付金や事業実施に係る費用を賄うために必要な保険税率を設定するとともに、収納率の向上に取り組み、目標とする収納額を確保する。

○歳出の適正化

医療費の上昇を抑制するため、医療費適正化対策に積極的に取り組み、支出額を抑制する。

3 対象期間

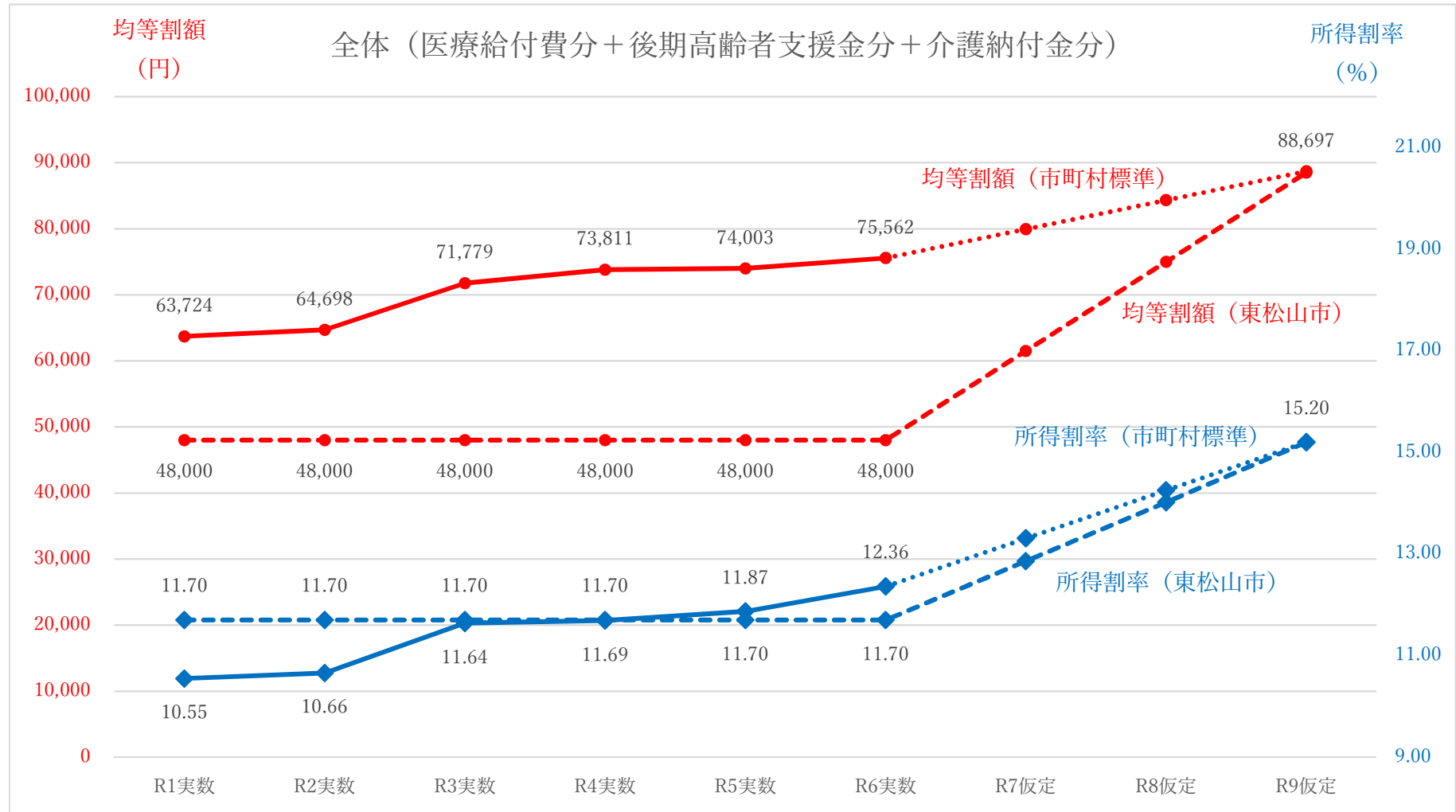
本計画の対象期間は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の対象期間が、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間であることを踏まえ、令和6年度から令和8年度（埼玉県国保運営方針の中間年）までとする。

4 重点取組 ・ 5 事業実施計画 別紙参照

保険税水準の準統一について

市町村標準保険税率と東松山市の税率との乖離状況

(医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の計)



東松山市国民健康保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

1 目的

国民健康保険の安定的運営に資するため、東松山市国民健康保険事業計画を策定する。
中長期的な業務量を把握し、実施体制の整備に活用する。

2 基本方針

国民健康保険の事務の実施にあたっては、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、以下の3点の実現に向けた取組を実施する。

○財政の健全化

当該年度の国民健康保険特別会計の収支を均衡させる。

○歳入の適正化

納付金や事業実施に係る費用を賄うために必要な保険税率を設定するとともに、収納率の向上に取り組む、目標とする収納額を確保する。

○歳出の適正化

医療費の上昇を抑制するため、医療費適正化対策に積極的に取り組み、支出額を抑制する。

3 対象期間

本計画の対象期間は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の対象期間が、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間であることを踏まえ、令和6年度から令和8年度（埼玉県国保運営方針の中間年）までとする。

4 重点取組

歳入歳出の適正化を図り、財政の健全化を実現するため、以下の事項を重点取組とする。

- (1) 国民健康保険税水準の統一化への対応
- (2) 国民健康保険税の徴収の適正な実施
- (3) 保険給付の適正な実施
- (4) 医療費適正化の取組
- (5) 広域的及び効率的な運営への対応
- (6) 関連施策との連携

5 事業実施計画

各重点取組における具体的な実施項目は、以下のとおりとする。

埼玉県国民健康保険運営方針において目標年度が示されている項目については、本市における対応状況や対応方針を記す。

(1) 国民健康保険税水準の統一化への対応に係る項目

- ①市町村標準保険税率との乖離の解消 (埼玉県国保運営方針における目標年度: 令和9年度)
保険税水準の準統一に向けて、令和7年度以降、段階的に税率改定を行い、市町村標準保険税率との乖離の解消を図る。
- ②2方式(所得割・均等割)による賦課 (埼玉県国保運営方針における目標年度: 令和9年度)
令和元年度から、2方式(所得割・均等割)による賦課を実施済み。
- ③法定賦課限度額の政令同日適用 (埼玉県国保運営方針における目標年度: 令和9年度)
令和8年度末までに、専決処分により、地方税法施行令の改正と同日での適用を行う。
- ④法定外一般会計繰入金の解消 (埼玉県国保運営方針における目標年度: 令和8年度)
令和元年度に法定外の一般会計繰入を解消済み。
歳入不足には、国民健康保険事業基金からの繰入により対応する。

(2) 国民健康保険税の徴収の適正な実施に係る項目

- ①納期内納付の推進
コンビニ収納やスマホ決済等、納付方法の拡充を図る。
 - ②普通徴収における口座振替の原則化 (埼玉県国保運営方針における目標年度: 令和8年度)
東松山市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱を策定し、令和6年度から口座振替の原則化を実施済み。
 - ③現年度分の早期処理
 - ④滞納処分の強化
 - ⑤確実な停止処理
- ③～⑤の各項目については、毎年度策定している市税等徴収計画に基づき実施する。

(3) 保険給付の適正な実施に係る項目

- ①レセプト点検の充実強化
本事業計画とは別に、毎年度策定しているレセプト点検実施計画書に基づき実施する。
- ②支給の適正化
療養費や高額療養費等の支給が要件に合致しているか、支給決定処理が適正か確認を実施する。
保険者間調整や徴収停止の活用により、債権管理事務の効率化を図る。
- ③第三者行為求償の取組強化
医療機関や関係機関との連携により事案の把握に努めるとともに、埼玉県国民健康保険団体連合会へ求償事務を委託することにより、事務の軽減を図る。

(4) 医療費適正化の取組に係る項目

- ①データヘルスの推進
- ②特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上
- ③ジェネリック医薬品の使用促進
- ④生活習慣病の重症化予防の推進
- ⑤健康づくり事業の推進
- ⑥適正受診・適正服薬の推進

①～⑥の各項目については、対象期間を令和6年度から令和11年度までとして策定した、保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画に基づき実施する。

(5) 広域的及び効率的な運営への対応に係る項目

- ①高額療養費申請手続の簡素化（埼玉県国保運営方針における目標年度：令和9年度）
東松山市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に係る要綱を制定し、令和6年1月から高額療養費申請手続の簡素化を実施済み。
- ②減免基準の統一化（埼玉県国保運営方針における目標年度：令和9年度）
一部負担金及び保険税の減免について、埼玉県における統一基準が示された際には、必要な例規改正を実施し、適切な周知広報を行う。
- ③標準準拠システムの導入の推進
全庁的なスケジュールに従い、令和7年度中に標準準拠システムへの移行を行う。

(6) 関連施策との連携に係る項目

- ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した場合でも、連続的な取組ができるよう、高齢者の保健事業や介護予防事業との一体的な実施を推進する。
- ②衛生部門における検診事業等との連携
特定健診をがん検診などと同時実施することにより、受診者の利便性を向上させ、受診率の向上を図る。

埼玉県国保運営方針において目標年度が示された項目（対応年度順）

項目	目標年度	本市の対応方針
法定外一般会計繰入金の解消	令和8年度	令和元年度に解消済み
賦課方式の2方式化	令和9年度	令和元年度から実施済み
高額療養費申請手続の簡素化	令和9年度	令和6年1月から実施済み
口座振替の原則化（普通徴収分）	令和8年度	令和6年度から実施済み
市町村標準保険税率の採用	令和9年度	令和7年度以降段階的に税率改定予定
保険税負担軽減目的の基金取崩の解消	令和9年度	令和7年度以降段階的に縮小予定
法定賦課限度額の同日適用	令和9年度	令和8年度末までに専決処分
減免基準の統一化（一部負担金・保険税）	令和9年度	統一基準が示され次第例規改正予定

東松山市国民健康保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

東松山市 健康福祉部 保険年金課
総務部 収税課

令和6年4月26日 策定